近江八幡市 緊急通報システムの概要

制度の内容

在宅のひとり暮らしの高齢者が、急病や事故などの緊急事態が発生したときに通報できる緊急通報装置を貸与・設置します。

緊急通報システムでできること

①緊　急　通　報：緊急ボタンを押すと、ナースコールセンター(※)へ通報され、必要に応じて協力員と親族様への連絡や消防本部に救急要請を行います。

②健　康　相　談：２４時間対応で常駐している看護師または保健師の資格を持ったカウンセラーとハンズフリーで話すことができます。

③お元気コール：月に２度、ナースコールセンター(※)から利用者様に電話があります。

（※）ナースコールセンター：大阪ガスセキュリティサービス株式会社の受信センター

サービスの対象

【対象となる人】　次の要件を満たしている人

①65 歳以上の単身者又は 65 歳以上の者のみ世帯に属する人。日中等独居の高齢者。

②介護保険料に滞納のない人。

③近隣の協力員３名の了解のある人。

④心疾患、脳血管障害や意識障害を起こすおそれがある疾患の既往や現病、発作等の危険がある人。または、身体障害者程度等級表の視覚障害１級、肢体不自由１級、腎臓機能障害１級、呼吸器機能障害１級、聴覚障害２級のいずれかに該当する身体障害者手帳保持者。もしくは、肢体不自由２級で車椅子を常用している身体障害者手帳保持者。

⑤市町村民税非課税世帯に属する人で税法上市町村民税課税者に扶養されていない人、または生活保護を受給している人。

※4～7 月の利用は前年度の課税・扶養状況を審査します。

【利用料金】

固定型装置・・・　①～⑤すべてに該当する人→**無料**

①②③のみ該当する人→**月額 ￥1，４８５（税込）**

携帯型装置・・・　①～⑤すべてに該当する人→**月額￥８２５（税込）**

①②③のみ該当する人→**月額￥２，３１０（税込）**

※支払い方法は口座払いのみとなります。

※緊急通報装置の設置は原則無料。ただし、装置の取付け・取外しに別途工事費が必要な場合は利用者が負担。

サービスの利用手順

①【緊急通報装置の利用申請】

装置の利用申請関係書類を市の担当窓口に提出。

②【利用決定】

市で申請内容を審査・決定した後、利用決定通知を送付します。

③【装置取付工事の日程調整と装置の取付工事】

大阪ガスセキュリティサービスが、装置取付工事の日程を利用者と調整。

2026.4 作成